

令和2年度川崎市福祉製品等開発支援補助金 公 募 要 領

産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造することを目指す「ウェルフェアイノベーション」を推進するため、川崎市ウェルフェアイノベーションフォーラム（以下、「フォーラム」という。）に参画する企業等の福祉製品、共用品及び福祉サービスの開発及び改良等にかかる経費を助成します。

【補助制度の概要（詳細資料を合わせて御確認ください）】

開発支援補助金	
補助対象事業	<p>その年度内(交付決定日から翌年3月31日まで)に完了することが確実なもので、次の要件を満たしている事業</p> <p>(1) フォーラム参画者が福祉製品等の研究開発のために2者以上の共同で実施するもの</p> <p>(2) 研究開発の成果がウェルフェアイノベーション推進計画に掲げる本市の福祉・介護分野の課題解決に資する新たな事業であること</p> <p>(3) 開発及び改良等を行う福祉製品等が利用者ニーズを的確に反映したものとするため、老人福祉施設、障害者支援施設、病院等の協力を得て行う事業であること</p>
補助対象者	※フォーラム参画者
事業体制	<p>次の事業体制を構築していることが条件となります。</p> <p>(1) フォーラム参画者2者以上が共同で事業を実施すること</p> <p>(2) 少なくとも1者は、市内企業若しくは市内に事業所を有するものであること</p>
補助対象経費	<p>専門家謝金、原材料費・消耗品費、機械工具等費、外注加工費、研究開発委託費、産業財産権導入費、技術指導費、その他の経費（資料購入費、通信運搬費、雑役務費等の研究開発に伴う諸経費）</p> <p>(注) 消費税及び地方消費税相当分については補助対象外となります。</p>
補 助 額	<p><補助率> 3分の2以下</p> <p><補助限度額> 100万円以下</p> <p>(注) 予算の範囲内で採択の件数によります。</p>
活用手順	<p>募集期間：令和2年6月1日(月)から令和2年7月30日(木)まで</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">申請書提出</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">財務評価</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">有識者からの意見聴取</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">審査委員会</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">交付決定</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">事業実施</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">実績報告</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">補助金交付</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">6/1~7/30</div> <div style="text-align: center;">8月上旬 (予定)</div> <div style="text-align: center;">8月中旬 (予定)</div> <div style="text-align: center;">8月下旬 (予定)</div> <div style="text-align: center;">9月上旬 (予定)</div> </div>

活用にあたっての条件

- (1) 国、地方公共団体その他の団体又は機関等から本事業と重複した補助交付決定を受けていないこと。
- (2) 過去に川崎市や他の行政機関等から同様の目的で補助金の交付を受けていないこと。

川崎市ウェルフェアイノベーションフォーラムについて

- (1) 川崎市ウェルフェアイノベーションフォーラムとは
企業、市民、福祉事業者、大学、金融機関等の多様な構成員が、相互に連携することにより、将来的な福祉課題を解決する新たな製品・サービスの創出・活用に取り組むことを目的とする組織です。
フォーラムは、2013年度に設立し、現在約350の団体・個人が登録しています。
- (2) フォーラムに参加するには
フォーラムの目的に賛同する企業、市民、福祉事業者、大学、金融機関等は、川崎市に「川崎市ウェルフェアイノベーションフォーラム参加申込書」を提出（無料・随時）していただきます。（補助金交付申請と併せて、手続きすることが可能です。）

問合せ・申請先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2川崎フロンティアビル10階
川崎市経済労働局イノベーション推進室ウェルフェアイノベーション担当
電 話：044-200-2513 FAX：044-200-3920
メール：28innova@city.kawasaki.jp

令和2年度川崎市福祉製品等開発支援補助事業(詳細)

1 事業の目的

川崎市ウェルフェアイノベーションフォーラム(以下、「フォーラム」という。)に参画する企業等の福祉製品、共用品及び福祉サービスの開発、改良等にかかる経費に対して補助することにより、本市の福祉・介護分野における課題を解決し、ウェルフェアイノベーションの推進を図ることを目的としています。

2 補助対象者

フォーラムに参画する者で次の事業実施体制を構築している者が補助対象者となります。

- (1) フォーラム参画者2人以上が共同で事業を実施すること。
- (2) 少なくとも1者は市内企業若しくは市内に事業所を有するものであること。

次の場合は補助事業者には該当しません。

- ・(法人) 市民税を滞納している場合
- ・代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員の場合

3 補助対象事業

年度内(4月1日から翌年3月31日まで)に完了することが確実なもので、次の要件を満たしている事業が補助対象事業となります。

- (1) フォーラム参画者が福祉製品等の研究開発のために2人以上の共同で実施するもの。
- (2) 研究開発の成果がウェルフェアイノベーション推進計画に掲げる本市の福祉・介護分野の課題解決に資する新たな事業であること。

【本市の福祉・介護分野の課題】

- ① 新たな在宅ケアモデルの構築
- ② 介護者負担の軽減とケアの充実
- ③ ダイバーシティのまちづくり

- (3) 開発及び改良等を行う福祉製品等が利用者ニーズを的確に反映したものとするため、老人福祉施設、障害者支援施設、病院等の協力を得て行う事業であること。
- (4) 補助対象事業とする福祉製品等について、国、地方公共団体その他の団体又は機関から、本事業と重複する補助金等の交付を受けていないこと。

4 補助対象経費

- (1) 専門家謝金
福祉機器の専門家等への謝金、モニター謝金等
※ 共同事業者に支払うモニター謝金は補助対象外です。
- (2) 原材料・消耗品費
- (3) 機械工具等費
機械装置・工具機器のリース・購入・修繕費
- (4) 外注加工費
検査・分析・調査等の外部委託に要する経費

- (5) 研究開発委託費
- (6) 産業財産権導入費
弁理士への報償費等
- (7) 技術指導費
- (8) その他の経費（資料購入費、通信運搬費、雑役務費等の研究開発に伴う諸経費）

【主な補助対象外（補助対象とならない）経費】

- ・従業員の人件費、旅費、飲食に関する費用
- ・汎用性が高く他の事業へも使用できるものの費用（パソコンやサーバーの購入費等）
- ・特許出願料、審査請求料等
- ・消費税及び地方消費税

5 補助率、補助限度額

- (1) 補助率 3分の2以下
- (2) 補助限度額 100万円以下

※ 申請件数等により、交付決定時に上記の範囲内で補助限度額及び補助率を決定します。

6 交付申請

補助金交付申請書（第1号様式）及び次の必要書類を提出してください。

No.	必要書類	法人事業者	中小企業団体
1	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）原本	○	—
2	定款及び組合員名簿 総会の議事録（補助事業申請の議決があるもの）	—	○
3	企業概要が分かる資料（パンフレット等）	○	○
4	（法人）市民税納税証明書（直近3か月以内に発行のもの）	○	○
5	確定申告書又は決算書（直近2期分）	○	○
6	許可・認可届の必要な業種はその写し	○	△
7	カタログ、見積書等 （機械装置・工具機器の概要並びに機械整備及び外注に要する費用を説明する資料）	○	○
8	その他市長が必要と認めた書類	△	△

※ 上記以外にも追加資料の提出を求める場合があります。

7 交付の手順と方法

(1) 受付

下記の送付先に郵送にて提出して下さい（窓口への持参による受付はできません。）。後日、電話にて補助事業のヒアリング（20分程度）を行います。御了承ください。

【送付先】

住所：〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2川崎フロンティアビル10階
川崎市経済労働局イノベーション推進室ウエルフェアイノベーション担当
電話：044-200-2513 FAX：044-200-3920
メール：28innova@city.kawasaki.jp

(2) 財務評価及び学識経験者等からの意見聴取

申請書類等について、財務評価及び有識者（学識経験者等）からの意見聴取を実施します。

(3) 審査

財務評価及び学識経験者等からの意見聴取の結果を参考に「川崎市福祉製品開発支援補助金等審査委員会」において、次の審査項目に基づき、審査を実施し、補助金交付決定の可否、補助限度額及び補助率を決定します。

ア 福祉分野の課題解決への期待

イ 事業内容の優秀性

(ア) 開発内容

(イ) 新規性・独自性

(ウ) 社会的意義

(エ) 市場性・成長性

ウ 事業計画の効率性

(ア) 実施体制

(イ) スケジュール

(ウ) 収支

エ 事業者能力の適切性

(ア) 技術力

(イ) 経営能力

(ウ) 連携体制

オ その他特に優れている事項の有無

8 交付決定の取消し等

次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全額又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

(1) 国、地方公共団体その他の団体等から本事業と重複した補助交付決定を受けた場合。

(2) 補助申請に関して、虚偽、その他不正があったとき。

(3) 補助金の交付に関する要件を欠くこととなったとき。

(4) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。

9 産業財産権の帰属等

産業財産権の具体的な取扱いについては、次のとおりです。

- (1) 補助事業により得られた産業財産権（特許権等）は、事業者に帰属します。ただし、補助金が交付された翌年度から起算して5年以内に、補助事業に関して特許等の出願をし、又はこれらの権利を取得したときは、市長に報告しなければなりません。
- (2) 産業財産権の全部又は一部の譲渡等を行う場合は、事前に市長の承認を受けなければなりません。

10 取得財産の管理

- (1) 補助事業により取得した財産については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的な運用を図らなければなりません。
- (2) 「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)を踏まえ、市長が別に定める期間内に、この補助事業により取得した財産を処分する必要がある場合には、事前に市長の承認を受けなければなりません。

11 実績報告

補助対象事業が完了したとき又は会計年度が終了したときは、速やかに所定の実績報告書(第5号様式)に次の必要書類を添付して提出してください。

- (1) 補助対象事業に係る支払いを証する書類の写し
領収書又は振込書及びその内訳がわかる請求書等
- (2) その他市長が必要と認めた書類

12 その他

- (1) マスコミ等に認証製品等の導入やその効果を発表する場合は、本制度によるものであることを明記してください。また、公表資料を本市に提出してください。
- (2) 当市主催のセミナー・フォーラム等で、補助事業の成果等を発表いただくことがあります。
- (3) 補助事業終了後、補助事業成果の普及等を目的とするヒアリングを行う場合がありますので、御協力をお願いします。

13 スケジュール

令和2年6月 1日(月)	申請受付開始
令和2年7月30日(木)	申請受付終了
令和2年8月中旬(予定)	有識者からの意見聴取
令和2年8月下旬(予定)	審査委員会
令和2年9月上旬(予定)	補助金交付決定

～交付決定～

交付決定通知到達後	事業実施
事業完了後	実績報告書の提出
報告書確認後(1～2か月程度)	補助金交付額の確定・支払